秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領

（目的）

第１　入札時積算数量書活用方式は、秋田県が発注する営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。

（用語の定義）

第２　この要領において「数量基準」とは、秋田県営繕工事積算基準　４（３）に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。

２　この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。

３　この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、秋田県営繕工事積算基準第３に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。

４　この要領において「見積内訳明細書」とは、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成２７年３月２日建政－１９００）及び「営繕工事の入札時における見積内訳明細書の様式について」に基づき、第１回の入札において入札参加者から提出される見積内訳明細書をいう。

５　この要領において「入札時積算数量書別紙明細」とは、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む）をいう。

（対象工事）

第３　原則として、秋田県が発注する営繕工事のうち、予定価格が４千万円以上（電気設備工事及び機械設備工事は予定価格が１千５百万円以上）の工事に適用する。

（対象工事である旨の明示等）

第４　本方式の対象工事である旨の明示は、入札公告文への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

　　　なお、入札公告文には、入札時積算数量書活用方式の適用に関する説明資料として、入札時積算数量書活用方式説明書を添付するものとする。

２　入札公告文（入札時積算数量書活用方式説明書を含む。以下同じ。）への記載内容は、別紙１の記載例を参考とする。

なお、入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細書には、別紙２を参考に「入札時積算数量書等説明書（表紙）」を添付するものとする。

３　本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、工事請負契約書に添付する契約事項（以下「契約事項」という。）に別紙３に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約事項第２４条に定めるところによるものとする。

（入札時積算数量書活用方式の実施手続）

第５　入札時積算数量書は、入札公告において閲覧等を行うものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に

基づく見積内訳明細書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

２　入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

３　提出された見積内訳明細書は、４（２）に規定する確認に用いるものとする。

４　積算数量に関する協議は次のとおり実施する。

（１）受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

（２）受注者からの請求による（１）の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する見積内訳明細書における当該数量が同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

（３）入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。

（４）（３）の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

５　入札時積算数量書別紙明細は、入札公告において参考図書として閲覧等を行うものとする。

６　入札参加者は、入札時積算数量書別紙明細に記載された内容について疑義がある場合には、質問することができる。

第６　その他

この要領に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

　附　則

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要領の規定は令和７年４月１日以降に入札公告等を行う工事から適用

　することとし、同日前に入札公告等を行う工事への適用については、なお従前

の例による。

３　この要領の施行に伴い、秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式

　試行要領（令和２年３月１８日付け営－７７２）は廃止する。

（別紙１）

【入札公告文の記載例】

　本工事は、「秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」に基づく入札時積算数量活用方式の対象工事である。

　入札時積算数量活用方式の適用については、入札時積算数量書活用方式説明書のとおりとする。

【入札時積算数量書活用方式説明書の記載例】

入札時積算数量書活用方式説明書

入札時積算数量書活用方式の適用については次のとおりとする。

（１）本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加

者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加するこ

とを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場

合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する

協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量

に基づく見積内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求める

ものではない。

（２）受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、

直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の

工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

（３）受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義

に係る積算数量と、これに対応する見積内訳明細書における当該数量が同一

であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

（４）（１）の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基

づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量

を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除

く。）を除く。

（５）（１）の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必

要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるも

のとする。

（６）入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細書に対する質問の提出及

び回答の方法は、設計図書等に対する質問及び回答の方法に準ずる。

（別紙２）

入札時積算数量書等説明書（表紙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　秋田県建設部営繕課

工事番号・工事名称：○○―○○・○○工事

１．入札時積算数量書等について

当初入札時における積算数量が記載された入札予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施した入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細である。

２．入札時積算数量書別紙明細について

入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面である。また、入札時積算数量書において、数量を一式としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じて別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す明細書を含む。

なお、入札時積算数量書別紙明細は、参考図書として添付する。

３．入札時積算数量書等の数量について

数量については、「秋田県営繕工事積算基準」に基づき、「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」の定めにより算出している。

４．提供する電子データについて

　入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細共にMicrosoft Excel形式とする。

（別紙３）

（入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等）

第１８条の２　受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

２　前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、こ

れに対応する受注者が入札時に提出した見積内訳明細書における当該数量

が同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

３　監督職員は、第１項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載

　された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなけれ

ばならない。

４　前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められると

きは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

５　前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要

があると認められるときは、第２４条に定めるところにより、当該変更を行

うものとする。この場合における同条第１項の規定による協議は、訂正され

た入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。